2　支出金額　総務省　約一六億円
　　文部科学省　約二二六億円
　　厚生労働省　約二二六億円
　　農林水産省　約二二四億円
　　経済産業省　約二八五億円
　　国土交通省　約〇億円
　　環境省　約〇億円
2　1　支出件数　約三〇件
2　支出金額　約一四億円

○国土交通省告示第一号

平成二十年度補正予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の要旨

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、国土交通省又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交付する平成二十二年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十二年八月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司

一　国土交通省から交付する特定補助金等
　建設技術研究開発助成制度に係る補助金
二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交付する特定補助金等
　運輸分野における基礎的研究推進制度に係る委託費

○環境省告示第十三号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、環境省から交付する平成二十二年度予算に係る同条第八項に規定する新技術補助金等のうち、同法第二条第一項に規定する基本方針において同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして、次のものを特定補助金等に指定したので、告示する。

平成二十二年八月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣臨時代理
国務大臣　長妻　昭

環境研究総合推進費に係る委託費、循環型社会形成推進科学研究費補助金及び地球温暖化対策技術開発等事業に係る委託費及び補助金

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１６６７号
福岡市南区若久団地18番403号
債務者　佐野　陽一
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６６８号
福岡県福津市花見の里３丁目７番６号
債務者　今林　敏彦
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７０号
福岡市東区和白丘３丁目17番12号
債務者　村口　文敏
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７３号
福岡市博多区空港前２丁目３番７―303号
債務者　石原　美映
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６８１号
福岡市博多区吉塚本町９番10―903号
債務者　平井　美和
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６８２号
福岡市西区大字田尻60番地１
債務者　貝屋ケイ子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６８３号
福岡市博多区吉塚３丁目５番18号
債務者　神野　　登
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６９８号
福岡市東区雁の巣２丁目48番７―101号
債務者　里　　晃代（旧姓谷脇）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７０１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲444番地１メゾン篠栗101号
債務者　森山恵美こと　金　　素蓮
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７０３号
福岡市南区桧原３丁目22―23―203、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町平城西５番５号県営平城団地49棟２―７号
債務者　山下　亮一
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７０８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲474番地
債務者　神宮　康行
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７０９号
福岡県糟屋郡宇美町桜原１丁目６番13号
債務者　安藤　敏樹
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７１１号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東１丁目３番地ヴィラ紅葉ヶ丘101号
債務者　河野　裕史
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
　福岡地方裁判所第４民事部